

平成28年  
清秋号

2016 Autumn No.5  
.....

# 森林保険だより

## INDEX

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| 備えあれば、憂いなし / Q&A .....              | 2 |
| 平成28年度林野関係<br>第2次補正予算の概要 .....      | 3 |
| 森林保険業務講習会への取り組み .....               | 4 |
| 「加入してよかった! 森林保険」<br>王子木材緑化(株) ..... | 5 |
| 森林組合連合会・森林組合からのたより .....            | 6 |
| 研究者からのたより .....                     | 7 |
| フランスの森林保険について .....                 | 8 |



イメージキャラクター  
マモルくん



ナナカマド

長野県松本市 上高地湖沢

## 「加入してよかった! 森林保険」



## 「備えあれば、憂いなし」



国立研究開発法人森林総合研究所 監事  
鈴木 直子

「森林は社会的資本である」と聞いたことがあります。資源が少ない日本では林業(森林資源)・木材産業を営むことで生活・経済発展を遂げてきました。現在でもそうです。資源として守り、育ててきました。皆様ご承知のように林業は一代限りではなく先代(過去)から受け継ぎ、次世代(未来)に引き継ぎ成り立つ産業です。そのような意味で「社会的資本」と言われると考えています。

社会的資本である森林＝林業を守るものは森林保険です。生命保険と同様「何かあったときに困らない」ための制度です。先代から受け継いだ森林(財産)は未来の環境を守るためであり、引き継ぐ責任があります。

私共、森林保険センターでは未来に引き継ぐ責任を「森林保険」という形でお手伝いさせていただいております。更に、110年の歴史を持つ森林総合研究所と共同研究を始めました。昨今の異常気象と山の関係・被災地の確実な状況把握と早期調査方法等々の研究データと過去の被害状況・気象データなどを持ち寄り、研究者と森林保険現場担当者との共同研究です。研究の目的は森林保険加入者様へのサービス、新しく加入をご検討されているお客様への情報提供を通じてお役に立てるよう日々業務を行っています。皆様の森林を守り、未来につなげるために森林保険センターとしても努力しておりますので引き続き、よろしく願い申し上げます。

### ★分収林契約を行っている森林の保険契約について

**Q** 私の会社(造林事業者)では、個人が所有する山を対象に分収林契約を結んで造林を行っています。特に被害を受けやすい20年生までは標準保険金額に対して100%の保険金額で保険契約をしたかったのですが、その内容での契約はできないといわれました。なぜなのでしょう。

**A** 森林保険では、被保険者(保険金を受け取る権利を持つ者)となり得るのは、森林保険の対象となる森林の所有者であるとしています(森林保険法第4条)。このことから、森林を所有しない者が被保険者になることはできません。

一方で分収林契約とは、一般的には森林(立木)から得られた収益を森林所有者と造林者で分配するという契約です。今回の質問者のように造林者は森林を所有してはいませんが、分収契約により持分割合の分だけ森林を所有していることと同様の状態にあると言えます。

今回の内容ですと、質問者は被保険者としての資格を満たしていますが、森林保険法第4条から、質問者の持分を超える部分については、超過保険にあたり無効となります。このため持分割合にあわせて付保率で調整し、標準保険金額から減額した保険金額でのお申し込みとなります。どうしても、標準保険金額に対して100%の保険金額で契約を行いたい場合には、森林所有者・造林者双方がその持分毎に被保険者として申し込む内容であれば可能となります。なお、分収林契約の中で持分割合や森林保険の加入について特別な規定がある場合には森林保険センターにご相談ください。

## 平成28年度林野関係第2次補正予算の概要

## 林野庁林政課

8月24日に閣議決定された、平成28年度林野庁関係第2次補正予算について、ご紹介いたします。補正予算総額は1,022億円で、公共事業費は663億円、非公共事業費は360億円を計上しています。予算の重点事項については次の通りです。

### 1. CLT利用促進総合対策（10億円＋330億円の内数）

CLT等を活用した先駆的な建築物の建築、大規模・高効率の加工施設におけるCLT製造ラインの整備を支援します。このうち、加工施設関係は2の合板・製材生産性強化対策で支援します。（330億円の内数）

### 2. 合板・製材生産性強化対策（330億円）

昨年度に引き続き、大規模・高効率の加工施設の整備、当該施設への原料の安定供給のための間伐・路網整備等を支援します。

### 3. 地域材利用拡大緊急対策事業（5億円）

住宅分野等における地域材の利用促進や新たな製品・技術の開発・普及の加速化、ICTを活用した木材の効率的な輸送モデルの構築等を支援します。

### 4. 「クリーンウッド」利用推進事業（2億円）

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の施行（平成29年5月予定）に向けた木材関連事業者の登録実施体制の整備及び海外における木材流通や関係法令に関する情報収集を実施します。

### 5. シカによる森林被害緊急対策事業（1億円）

野生鳥獣の緊急捕獲を支援するとともに、シカによる森林被害が深刻な地域において、地方公共団体等と連携し、広域かつ緊急的な捕獲等を実施します。

### 6. 森林整備事業（公共・310億円）

国産材の安定供給体制を構築するとともに地球温暖化を防止するため、間伐等の森林施業や路網の整備を推進します。

### 7. 治山事業（公共・100億円）

全国の活断層周辺や山地災害危険地区等において荒廃山地の復旧や予防治山対策等を推進するとともに、熊本地震の被害に係る崩壊地の拡大等のおそれが高い山地の復旧を実施します。

### 8. 山林施設災害復旧等事業（公共・253億円）

大雨等の被害に係る林道等の災害復旧等事業を早期に実施するとともに、熊本地震の被害に係る林道等の災害復旧等事業を早期に実施します。

平成28年度 林野庁関係第2次補正予算の概要

（単位：百万円）

| 項目                             | 補正追加額  |        |         |
|--------------------------------|--------|--------|---------|
|                                | 公共     | 非公共    | 計       |
| 森林整備事業・治山事業                    | 41,000 |        | 41,000  |
| 災害復旧等事業のうち<br>山林施設災害復旧等事業      | 25,286 |        | 25,286  |
| CLT利用促進総合対策（※）                 |        | 1,000  | 1,000   |
| 合板・製材生産性強化対策                   |        | 33,000 | 33,000  |
| 「クリーンウッド」利用推進事業                |        | 150    | 150     |
| 鳥獣被害防止対策のうち<br>シカによる森林被害緊急対策事業 |        | 100    | 100     |
| 地域材利用拡大緊急対策事業                  |        | 500    | 500     |
| 上記のほか熊本地震関係施設復旧事業              |        | 1,210  | 1,210   |
| 計                              | 66,286 | 35,960 | 102,246 |

※1,000百万円のほか合板・製材生産性強化対策で実施（33,000百万円の内数）

# 森林保険業務講習会への取り組み

保険業務課

森林保険センターでは、昨年度から「森林保険業務講習会」を開催しています。この講習会は、森林保険業務の委託先及び再委託先である各都道府県森林組合連合会や森林組合の担当者が、適正な損害実地調査を実施できる知識と技術を習得することを目的としています。

今年度は全国8箇所（北海道3箇所、宮城県、京都府、福岡県、熊本県、宮崎県）で実施中です。

講習会は3日間の日程で行い、座学だけでなく、実際にフィールドでの実習・演習も行います。座学では、基礎事項から、森林火災のメカニズムや風害、干害、雪害等の気象災害を保険事故として認定するための留意点の他、保険金の算出の考え方・計算方法など専門的な内容も盛り込まれています。

実習では、森林内で損害区域内に設定する標準地の測量や被害木の確認を行います。演習では壮齢林の被害木の適正な品等区分を判定し、保険金の額を算出するまでの実践的な演習を行います。

この講習会を受講して損害実地調査を担う有資格者として認定・登録を受けた森林組合系統の職員は、今年度すでに78名（8月末時点）で昨年度と合わせると268名、国営保険の時代に養成された有資格者を加えた人数は約1,350名になります。

受講生にはそれぞれの講義内容の習得度を自己採点して貰うだけでなく、業務講習会への要望等をアンケートとして提出していただいております。森林保険センターは、より現場で役に立つ内容にすべく今後の講習に活かして参りたいと思います。

現在は資格をもっていない方を受講の対象としていますが、国営保険の時代と異なる点や、年々の講習内容の改善に伴い、有資格者のフォローアップ研修を行うことも検討していきたく考えております。

これからも計画的に講習会を開催して、損害調査を担う職員の損害認定技術の向上を図り、損害の公正な評価と迅速な支払いを通して、被保険者に対する森林保険のサービス向上と加入促進を図って参ります。



講義風景



壮齢林実習風景



幼齢林実習風景（円形標準地法）



修了証書授与

# 「加入してよかった！森林保険」－王子木材緑化(株)－

## 1. 王子グループの社有林の森林概況

王子グループでは環境行動目標に「持続可能な森林経営」を掲げ、森林の持つ多様な機能の保全と資源の持続的な活用を両輪として事業に取り組んでいます。

国内の社有林は民間最大となる19万haを有しており、33都道府県に分布（図1）しています。そのうちの41%が人工林で北海道に多く分布していることから、トドマツ、カラマツが主要樹種に含まれています（図2）。社有林のうち分収林を除く約17万haが森林認証（SGEC）取得森林です。なお、COC（認証材取扱業者登録）も取得しており、社有林からは年間15万m<sup>3</sup>の製材・合板・製紙・バイオ燃料用の原木を生産しています。

海外でも28万haの植林地を有しており、こちらも森林認証の全山取得を目指しています。また、グループ内の生産・加工事業においてCOCを繋ぐことで、多種多様な環境配慮型製品をお客さまにお届けしています。

## 2. 生物多様性保全の取組み

環境保全の取組として、国内の社有林の1.2万haにおいて木材生産を目的としない環境保全林を設定しています。生物多様性保全についてのシンボリックな取組みとしては、①北海道猿払山林で「イトウ（国内最大の淡水魚）」、②北海道の日高アポイ岳で「高山植物」、③高知県四万十町で「ヤイロチョウ（絶滅危惧種の鳥）」の保全活動を行っています。

## 3. 森林保険の加入基準

持続可能な森林経営を持続する上で、経済的経営リスクを回避するため、森林保険は重要な制度と考えています。そのため森林保険の加入について社内基準を作成しており、干害、寒風害を受け



図1

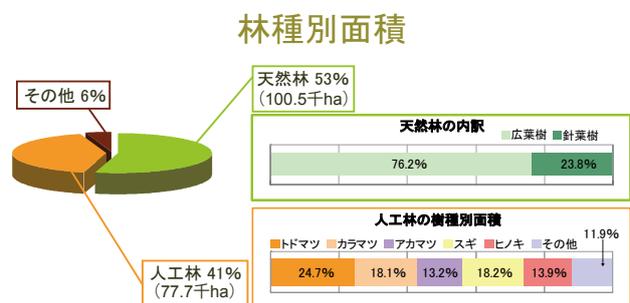


図2

やすい新植後5年間は森林保険に加入しています。

## 4. 加入してよかった！森林保険

実例として、2004年に北海道苫小牧にある山林が台風で大規模に被災し、復旧造林を行った箇所が、2007年に凍害で約25haが枯れてしまいました。このとき、森林保険に入っていたおかげで僅かな負担で速やかに再造林することができ大変助かりました。今では見事に緑が回復しております。

これからも、干害や凍害などの幅広い気象災をカバーした森林保険を利用することで、経済的リスクヘッジを行いながら「持続可能な森林経営」に積極的に取り組んで参ります。



被災直後の様子



現在の緑が回復している様子

## ◆森林組合連合会・森林組合からのたより◆

### 静岡県森林組合連合会の取組

**Forest** 静岡県森林組合連合会  
系統部 購買課長 持永興治

静岡県は、世界遺産に登録された富士山の南側に位置し、県土の64%を森林が占める緑豊かな県です。人工林面積は約24万haで人工林率は59%です。その約9割が林齢41年生以上となっており、木材として積極的に利用を進める時期を迎えています。

当連合会は、今年の7月に機構改革を行い、指導・調査・購買・林産の系統部と木材共販の事業部に分かれました。森林保険は系統部購買課で担当しています。他の連合会でも同じかと思いますが、森林保険専任というものはおらず、購買・円柱丸太販売事業も兼務し、契約事務や現地調査を3人でこなしています。

平成23年9月に県東部の御殿場・小山地域にゲリラ豪雨(55mm/h)があり、水害が多数発生しました。現在はそこで国の直轄治山工事が行われています。近年こういった局地的な豪雨がたびたび発生していることから、そのリスクに対応していかなければと感じる次第です。

もともと静岡県は全国的にも災害の少ない地域等で地区分が1-1等地となっています。森林保険

に対しても所有者の関心は低いものがあります。そのような中で8月の終わりに、20組合担当者を集めての加入促進会議を開きました。会議では森林保険センターから保険推進課の担当者を招き、説明を受けるとともに今年度の重点組合を県の東中西部に1組合ずつ設定し、公有林の加入と補助事業による新規加入を推進することを確認しました。連合会としても重点組合に積極的に訪問し、担当者や役所や企業へ加入推進に回りたいと考えています。補助事業に関しても義務加入であったものがそうでなくなり、新規加入が極端に減少している現在、県の担当者及び森林組合と連携して森林所有者に働きかけていこうと考えています。



加入促進会議の様子



ゲリラ豪雨の様子

### 鹿児島県始良西部森林組合の紹介

鹿児島県の始良西部森林組合(写真1)は、始良市と霧島市の一部(旧溝辺町)を所管しており、管内には16,806haの民有林があります。平成27年度末で、組合員は4,985名、職員は12名です。蒲生木材流通センター(写真2, 3)を有し、林産・販売事業に力を入れており、中核森林組合に認定されています。

管内では、8~10齢級のスギ私有林を中心に705件、2,165haの保険加入があります。人工林での加入率は約18%と全国平均の9.3%と比して約2倍です。

森林所有者へは積極的に間伐の実行を働きかけており、組合方針である間伐後3年間の保険加入を基本として取り組んでいます。組合員には、もしもの時の森林保険の認識が浸透しており、間伐後はほとんど加入しているそうです。

平成27年の台風災害や平成28年6月の水害がありましたが、被災した森林所有者からは、保険に加入していて良かったとの声が上がっているとのことでした。

また、組合では職員育成に力を入れており、森林保険業務もベテランから次世代へと引き継がれています。

森林保険に理解があり、積極的に保険運営に取り組んでいる森林組合との印象を強く持ちました。

(森林保険センター：青柳 浩)



写真1 始良西部森林組合の事務所



写真2 蒲生木材流通センター  
(木材の自動選別機)



写真3 蒲生木材流通センター  
の土場

## ★ 研究者からのたより ★

### もうかる林業の実現に向けて

国立研究開発法人森林総合研究所  
林業経営・政策研究領域 久保山 裕史

米国南部などでは、高い林業利回りや、丸太価格のインフレ対応性の高さなどを背景に、年金基金などの機関投資家による森林投資が拡大しています。この動きは、豪州や南米、欧州、アジアへと広がりつつあり、その投資総額は10兆円を超えています。一方、我が国では、素材生産量は拡大していますが、林業は再生途上という状況です。そこで本稿では、林業が自立した産業となり、金融業界の投資対象となるためにはどのような課題があるかということについて考えてみたいと思います。

表1は、人工林1haを造成するのに必要とされる労働投入の1980年頃の値を示したものです。投資の集中する造林初年度から6年間についてみたのですが、3300本/ha前後の苗木を植えていたので、手間がかかっていることがわかります。

こうした林業の収益を評価するために、北関東の地位が中程度の伐採跡地において、様々な伐期(30~80年)でスギ人工林経営を繰り返した場合の土地期望価(LEV(land expectation value))を推計しました(図1)。1980年頃の施業体系では、補助金を50%もらっても下刈りを終えるまでに140万円/ha近い支出となるため、①のように70年以上の伐期でないとLEVはプラスになりませんでした。そこで、植栽本数を1500本/ha、下刈りを3年間にした低コスト造林に変更すると、②のようにLEVは大きく上に移動し、50年伐期でもプラスになりました。ここでは、割引率0.5%で計算しており、長伐期が有利となりやすい条件となっていますが、間伐補助金4000円/m<sup>3</sup>がない場合には、③のように伐期50年と80年の違いはわずかとなりました。

伐出効率が1.5倍、C材価格が7000円/m<sup>3</sup>にそれぞれ上昇した場合には、④のように、同じくらいLEVが改善されました。さらに、上記の改善等を

表1 造林のための労働投入(人・日/ha)

| 林齢 | 計    | 地ごしらえ | 植栽   | 下刈 | その他 |
|----|------|-------|------|----|-----|
| 1  | 61.7 | 19.6  | 17.1 | 20 | 5   |
| 2  | 11.9 |       | 1.9  | 10 |     |
| 3  | 10   |       |      | 10 |     |
| 4  | 10   |       |      | 10 |     |
| 5  | 10   |       |      | 10 |     |
| 6  | 10   |       |      | 10 |     |

注：林野庁の昭和56年育林費調査報告書と平成13年度森林・林業白書p98を用いて算定した。

行った場合、LEVは大きく上昇し、1000万円/ha前後となりました。ただし、割引率0.5%は、「孫の代のために植林する」時代を反映した設定とも考えられます。実業界は、なるべく早く確実に収入が得られる方が良く、すなわち割引率の高い世界です。そこで、投資対象となり得るかを判断するために3%の割引率を用いたところ、いずれの伐期でもLEVはマイナスとなってしまいました。これに対して、樹木の成長が1.5倍の林分を想定したところ⑥のようにプラスとなり、最適輪伐期は40年と短くなりました。

以上のことから、造育林コストの削減や、伐出・流通コストの削減は、土地期望価を大きく改善し、もうかる林業の実現につながると考えられます。また、立木が大きくなると風害等のリスクが高まることや、収益が得られるまでの期間が長くなることを考えますと、樹木の成長の良い場所に成長の早い品種あるいは樹種を植栽し、やや短めの伐期の林業経営を行うことが投資収益を高める上では重要であるといえるでしょう。

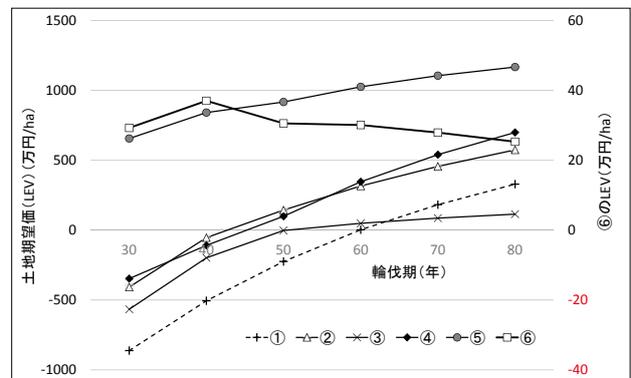


図1 伐期ごとの林地の価値(土地期望価)

注) 初期設定は、スギ丸太価格：製材用12000円/m<sup>3</sup>、合板用10000円/m<sup>3</sup>、チップ用5000円/m<sup>3</sup>、伐出コスト：60年生皆伐で5340円/m<sup>3</sup>となるように生産性を調整(間伐は20%増し)、輸送費：1800円、50年生の蓄積516m<sup>3</sup>/haとしました。

# フランスの森林保険について

大川幸樹（林野庁森林利用課）

ヨーロッパでは近年、風害や森林火災等の自然災害が多発しており、地球温暖化の影響が懸念されています。フランスでは1999年の風害により約24万haの森林が被害を受けました。この風害の後、保険料単価の上昇に伴い森林保険市場は縮小し、2000年代に実施された風倒木処理や再生林に係る政府支援も縮小傾向にあります。これらを背景として、2013年にフランス私有林所有者連盟は会員のための保険制度Sylvassurを創設しました。

フランスの森林の概要をみると、面積は全体で約1,500万haであり欧州で最大となる一方、森林率は欧州平均を下回る約28%となっています。また、森林の約2/3はナラやブナなどの広葉樹であり、針葉樹はマツやトウヒ、ヨーロッパモミ、ベイマツが植えられています。このうちフランス私有林所有者連盟の会員約4万5千人が所有する森林は200万ha以上であり、Sylvassurは森林所有者による森林所有者のための保険として期待されています。この保険の特徴はこれまでの民間保険市場と比べ割安な保険料に加えて、被害後の残存価値を考慮して予め補償割合を増減できることです。保険は連盟と民間保険代理店の共同で運営され、実際の保険引受手は世界の保険業界をリードするロイズ保険市場となっています。

一方、森林被害に対する政府支援は金融・税制支援への移行が図られています。2013年、風害に対する森林保険加入者を対象として森林投資保険貯蓄制度（CIFA）が創設されました。これはha当たり2,500ユーロを上限として森林の伐採収入による専用口座を開設し、資金を森林被害の再生等に使用するものです。この資産は富裕税と相続税の75%が優遇されることとなります。また、同時に改正された投資促進税制（DEFI Assurance）は、風害を対象とする森林保険の保険料の一部を個人所得税の減税対象としました。森林の取得や施業については既存の税制措置がありましたが、今回、森林保険に関連して二つの税制優遇が創設されたこととなります。今後、新しい保険制度や政府支援の見直しに対する民間部門の動きに注目したいところです。



写真 フランス・アキテーヌ地方の風倒被害林。2001年に筆者撮影



国立研究開発法人森林総合研究所森林保険センター

〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町66-2 興和川崎西口ビル 9F

電話:044-382-3500(代表)

FAX:044-382-3514

<http://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/index.html>